

番 号	議案第34号	担 当	消防本部消防総務課 内線(9340)
議 案 名	訴えの提起について(損害賠償請求事件)(その1)		
説 明	<p>《当事者》 原告 富田林市 被告 川崎市高津区末長三丁目3番17号 株式会社 富士通ゼネラル</p> <p>《事件名》 損害賠償請求事件</p> <p>《事件の内容》 公正取引委員会は、全国の消防局等が発注する消防救急無線のデジタル化事業をめぐる、入札で不当な取引制限を繰り返していたとして、平成29年2月2日に株式会社富士通ゼネラルを含む5社に対し、受注価格の低落防止等を図るため私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(以下、「独占禁止法」という。)第3条不当な取引制限の規定に違反する行為をしたとして排除措置命令を行いました。</p> <p>本市が、平成25年5月に実施した消防救急デジタル無線機器の購入に係る入札について、この命令を受けた契約相手方である株式会社富士通ゼネラルに対して、独占禁止法で禁止されている不当な取引制限によって生じた損害の適正な賠償を受けるため、①想定落札価格と実際の契約金額の差額4557万円及び②弁護士費用として455万7000円の合計5012万7000円及びこれに対する遅延損害金の支払を求め、大阪地方裁判所に対し、訴えの提起をするものです。</p> <p>この差額の4557万円は、実際の契約金額の20パーセント相当額で計算し、弁護士費用の455万7000円は、4557万円の10パーセント相当額です。一般的に、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟において、裁判所が請求を認容する場合、①の損害額とは別途、これに対する10パーセント程度の弁護士費用を損害として認容することが通例であり、訴状において、かかる弁護士費用を加算して請求をすることが一般的です。</p> <p>なお、上記金額は、本市と本市代理人弁護士間の委任契約による弁護士費用を表すものではありません。</p>		

番 号	議案第34号	担 当	消防本部消防総務課 内線(9340)
議 案 名	訴えの提起について(損害賠償請求事件)(その2)		
説 明	<p>(購入機器概要)</p> <p>件 名：消防救急デジタル無線機器購入</p> <p>入 札：平成25年5月16日(予定価格2億4735万4800円)</p> <p>仮契約：平成25年5月17日</p> <p>本契約：平成25年6月28日</p> <p>契約金額：2億2785万円(5パーセント税込み)</p> <p>納入日：平成26年3月20日</p> <p>支払日：平成26年4月 8日</p>		